

すもも果実飲料の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、鹿児島県内で製造された「すもも果実飲料」に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
すもも果実飲料	原材料として「すもも」を使用し、果実飲料の日本農林規格に掲げる「果実ジュース」及び「果汁入り飲料」、「果実ミックスジュース」をいう。

第3 品質及び品質表示

品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区分		基準
品質	原材料	すもも 鹿児島県内で生産されたもの（カラリ種）であること。
	原材料	すもも以外の原材料 砂糖類等 〔レモン等の果汁を加える場合は、すもも以外の果実（果汁）の使用は、すもも重量の5%未満とすること。〕
	食品添加物	酸味料以外のものを使用していないこと。
	性状	1 香味及び色沢が良好であること。 2 夾雑物がほとんどないこと。 3 異味異臭がないこと。
	異物	混入していないこと。
	内容量	表示重量に適合していること。
表示	表示事項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。
	特別表示事項及びその表示方法	1 鹿児島県産すももを使用していることが分かる表示をすること。 2 特別表示事項は、一括表示とは別に表示すること。 ※ 一括表示中の原料原産地表示において、鹿児島県産すももを使用していることが明記されている場合は、この限りではない。

第4 品質管理

- 1 食品衛生法に基づいて、適切な製造管理がなされていること。
- 2 製造管理責任者が設置されていること。